

第12回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

日時：平成16年7月10日(土)

午後1時30分から

場所：田辺市青少年研修C 大会議室

1. 開 会

委員長あいさつ及び前回議事録の確認

2. 議 題

1) 用地選定に係る候補地選定基準(スクリーニング項目)について

2) 住民及び関係者の意見の反映について

3) そ の 他

3. 次回検討委員会の開催について

4. 閉 会

用地選定に係る候補地選定基準

最終処分場の用地選定を行う場合、各種関係法令の規制や地形・地質等の諸条件により、施設立地が適当でない地域がある。このような諸条件をスクリーニング項目として設定し、候補地選定の基準とする。

1. スクリーニング項目の考え方

スクリーニング項目は、候補地エリアを抽出するための関係法令情報による1次スクリーニング項目、市町村固有情報（エリア）による2次スクリーニング項目、及び候補地群を抽出するための市町村固有情報（ポイント）・関係法令情報（ポイント）による3次スクリーニング項目に分けられる。

これらのスクリーニング項目は、地域間に格差が生じることは避けなければならないことから、客観的に各市町村一律に設定できる情報を基本とする。しかし、2・3次スクリーニングであって、地域特有の項目は十分考慮しなければならない。

なお、スクリーニングによる作業は、各項目の情報を地図上に重ねていったものであり、残された候補地エリアが必ずしも最終処分場の立地が適地であるということを意味するものではない。

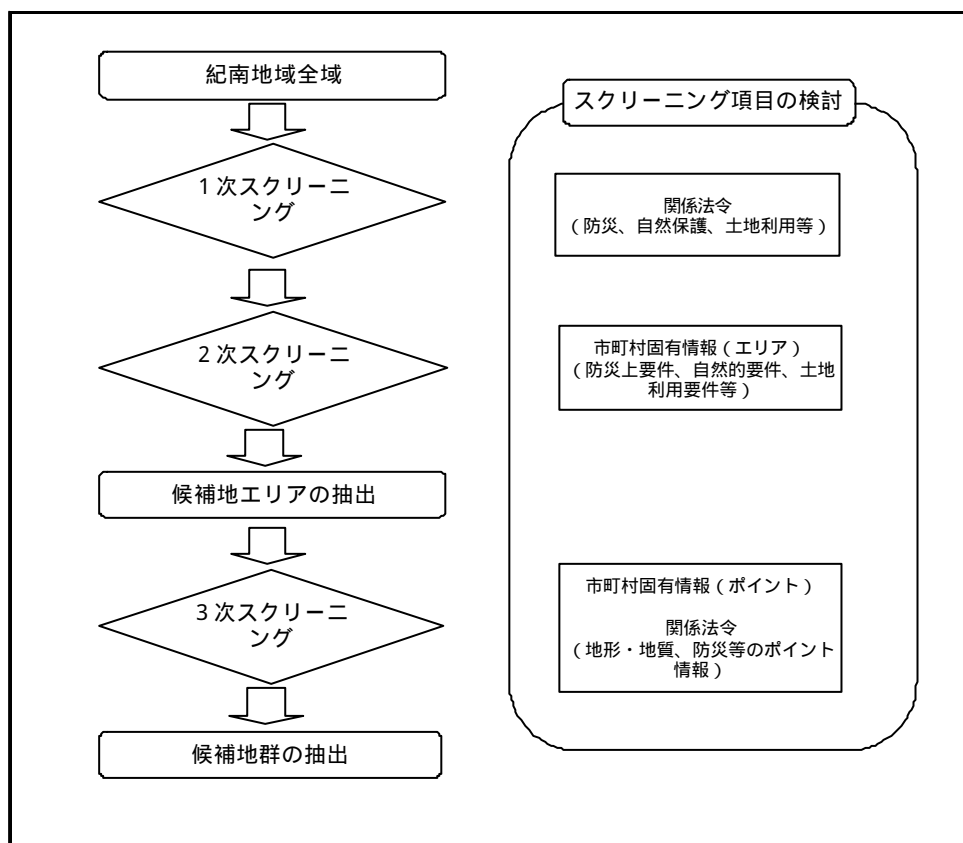


図1 スクリーニング作業手順

2. 各スクリーニング項目の設定 参照別紙 資料 - 2

(1) 1次スクリーニング項目

国又は県の関係法令等に基づく開発規制や用途制限により、具体的な地域・区域の指定がなされており、除外することが適当であると判断される項目を設定した。なお、各項目の設定理由は、次のとおりである。

分類	設定理由
防災	災害の防止等防災上の要件
自然公園地域	優れた自然の風景地を保護
自然環境保全地域	自然環境等の保全
文化財保護	文化財の保存・保護
都市地域	土地利用上の要件 参照別紙 参考資料
農業地域	
森林地域	

(2) 2次スクリーニング項目

各市町村の条例等で定められた防災上要件、自然的要件、土地利用要件において、保全地域等として面的な広がりを持つエリアで、除外することが適当であると判断される項目を設定する。

なお、資料では代表的な例として項目を列挙しているが、各市町村に照会し、3次スクリーニング項目とともに固有情報の把握を行う予定です。

(3) 3次スクリーニング項目

各市町村の条例等で定められた各要件や開発計画等の特定の規制場所（ポイント）でないかの情報を項目として設定する。また、関係法令等に基づくポイント情報も項目として設定する。

この3次スクリーニングでは、候補地エリアとして抽出された地域について、1/25,000の地図を活用し、スクリーニング項目を確認しながら最終処分場の候補地として適さないものを除外し、候補地群の選定を行う。

表1 1次スクリーニング項目 (関係法令情報)

分類	項目	関連法規等	指定の趣旨	許可権者等	備考
防 災	河川区域	河川法	河川の災害防止、適正利用及び河川環境の整備 保全	河川の流水が継続して存する土地及び地形、それに類する土地 河川管理施設の敷地 堤外の土地で河川管理者が指定した区域 工作物の新築等は河川管理者の許可が必要	地域内には、河川保全区域の指定地域無し
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	地すべりによる被害の除却、又は軽減	主務大臣は知事の意見を聞いて、指定することができる。 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築等には知事の許可が必要	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命の保護	知事は関係市町村の意見を聞いて、指定することができる 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置等のほか、急傾斜地の崩壊を助長するおそれのある行為には知事の許可が必要	
	砂防指定区域	砂防法	土砂災害の防止	国土交通大臣が指定 知事は砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限できる。	
自然公園地域	国立公園区域 国定公園区域	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに利用増進	国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって環境大臣が指定するもの。公園事業は国が実施。 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって環境大臣が指定するもの。公園事業は都道府県が実施。 工作物の新築等は環境大臣(知事)の許可等が必要	国立(国定)公園区域には、特別地域、普通地域、海中公園地区の地域指定がある。
	県立自然公園区域	和歌山県立自然公園条例	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用を増進	県内にある優れた自然の風景地であって、知事が指定するもの 工作物の新築等は知事の許可等が必要	県立自然公園区域には、特別地域、普通地域の地域指定がある。
自然環境保全地域	県自然環境保全地域	和歌山県自然環境保全条例	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進	知事は、自然環境を保全することが特に必要なものを県自然環境保全地域として指定することができる。 知事の許可等を受けなければ工作物の新築等はできない。	自然環境保全地域には、特別地区、普通地区の地区指定がある。
	鳥獣保護区域内の特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護	環境大臣又は知事が指定 建築物その他の工作物の新築等、木竹の伐採は環境大臣又は知事の許可が必要	
文化財保護	埋蔵文化財 埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献	埋蔵文化財 土地に埋蔵されている文化財 埋蔵文化財包蔵地・貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地 土木工事等の目的で発掘しようとする場合には、発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならない。	
	史跡名勝天然記念物 特別史跡名勝天然記念物		史跡名勝天然記念物 記念物のうち重要なものと文部科学大臣が史跡、名勝又は天然記念物に指定したもの 特別史跡名勝天然記念物 史跡名勝天然記念物のうち特に重要なもの 現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。		
	国指定文化財		その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可又は届出が必要		
	県指定文化財	和歌山県文化財保護条例	県内にある文化財の内重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資する。	和歌山県教育委員会は、県にとって特に重要と認めるものを和歌山県指定文化財として指定することができる。 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為は教育委員会の許可が必要	
都市地域 (都市計画区域)	用途地域	都市計画法	さまざまな用途形態の建築物が無秩序に混在することによって生じる騒音・悪臭・日照障害等を防止するため	7つの住宅系地域、2つの商業系地域、3つの工業系地域がある。 都市計画で知事が定める。 開発行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可が必要	紀南地域では御坊市、田辺市、新宮市、白浜町で指定
	特別用途地区		特別の目的から土地利用の増進、既存の環境の保護等を図り、より詳細な土地利用を実現するため	都市計画で知事が定める。 開発行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可が必要	紀南地域では白浜町においてホテル、旅館等の立地を促す娯楽・レクリエーション地区を指定
	風致地区		都市内における良好な自然的景観を維持し、樹林地等緑の保全を図るため	都市計画で知事が定める。 開発行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可が必要	紀南地域では白浜町のみで指定
農業地域 (農業振興地域)	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興を図ることが必要な地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずる。	知事が農業振興地域整備基本方針に基づき一定の地域を指定区域指定の解除には市町村の許可が必要 ○ 農用地区域内で開発行為の許可申請が出されても、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある場合は、知事は許可してはならない。	紀南地域では熊野川町、北山村を除き、農用地区域を指定
森林地域	保安林	森林法	森林の保続培養と森林生産力の増進	農林水産大臣 知事が指定 公益上の理由により必要が生じたときは、指定を解除することができる。 土地の形質変更等の行為は都道府県知事の許可が必要	
	国有林	国有林野の管理経営に関する法律	国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図る。	公用、公共用又は公益事業の用に供する場合には、契約により貸付または貸付以外の方法により使用させることができる。	

表2 2次スクリーニング項目(市町村固有エリア情報)

分類	項目		調査の実施	調査内容
市町村固有情報(エリア情報)	動植物生息地	絶滅危惧動・植物	希少動植物情報調査は候補地群が絞られてきた段階で該当市町村に確認	和歌山県レッドデータブックで植物群落位置を確認 希少動植物については保護の観点から公表データを探すことは困難であるが、候補地群が絞られてきた段階で該当市町村に確認する。
	市町村による保全地域(自然・動植物・緑地/水源・地下水)		調査中	下記について市町村に照会 市町村独自の保全地域 水道水源保全地域(龍神村、大塔村、中辺路町、串本町、本宮町、熊野川町)
	災害発生地	災害履歴	調査中	市町村に照会
	地盤の液状化		候補地群が絞られてきた段階で該当市町村に確認	
	開発計画・開発規制		調査中	市町村に照会
	紀伊山地の霊場と参詣道	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	調査中	市町村条例について調査 世界遺産登録状況等により確認
	自然地域	湿地	終了	第5回自然環境保全基礎調査(湿地調査)により把握
	主要道路		終了	基本道路(県道以上の道路)

表3 3次スクリーニング項目(市町村固有ポイント情報、関係法令ポイント情報)

分類	項目		調査の実施	調査内容
市町村固有情報(ポイント情報)	水道水源保全地区指定がされていない水道水源(河川・表流水)からの距離		調査中	取水源の位置を市町村に照会
	水道水源保全地区指定がされていない水道水源(地下水)及び湧水からの距離		調査中	
	活断層	確実度、	調査中	確実度(日本の活断層)の情報あり 確実度、のデータについて調査中 確実度の活断層はスクリーニングの対象とする。
	断層		終了	急傾斜地崩壊危険地域を除く急傾斜地は50mメッシュ標高データから検討 断層、地質、地形に関しては候補地群が絞られてきた段階で既存航空写真、各種データから総合的に検討する。
	地質		困難	
	地形		終了	
現状の利用状況との整合	道路計画、ゴルフ場の開発計画等諸計画との整合、廃棄物処理施設存在、最終処分場建設に伴う現況土地利用への影響等	調査が必要	地図情報の現地確認を行う。	
関係法令のポイント情報	市町村指定準用河川(河川区域、河川保全区域)	河川法	調査中	本情報は候補地群検討のポイント情報として扱う。
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	確認中	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	確認中	
	都市公園	都市公園法	確認中	
	史跡名勝天然記念物		終了	
	埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	終了	
	国指定文化財		終了	
	県指定文化財	和歌山県文化財保護条例	終了	
	市町村指定文化財	市町村文化財保護条例	終了	

和歌山県土地利用基本計画の概要

和歌山県土地利用基本計画は、国土利用計画和歌山県計画によって示された土地利用の長期構想を受けて、県土を都市、農業、森林、自然公園、及び自然保全の五地域に区分したうえで地域ごとの土地利用の原則及び地域間の調整指導方針を明らかにしている。

この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。

すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等に基づく諸計画に対する上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。

1．土地利用区分（五地域区分）の基準

都市地域

一体の都市として総合的に開発、整備、及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域とする。

農業地域

農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域とする。

森林地域

森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域とする。

自然公園地域

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1項の自然公園として指定されることが相当な地域とする。

自然保全地域

良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域とする。

2 . 土地利用の原則

五地域区分	細区分	土地利用の原則（骨子）
都市地域	市街化区域	安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。
	市街化調整区域	特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。
	用途地域（市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域内）	市街化区域における土地利用の原則に準ずるものとする。
	用途地域外の地域（市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域内）	土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。
農業地域	農用地区域	農業生産の基盤として確保されるべき土地であることに鑑み、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。
	農用地区域を除く農業地域内の農地等	都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、または農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は後順に転用されるように努めるものとし、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。
森林地域	保安林	国土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることに鑑み、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとする。
	保安林以外の森林地域	経済機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。
自然公園地域	特別保護地区	その設定の趣旨に即して景観の厳正な維持を図るものとする。
	特別地域	その風致維持を図るべきものであることに鑑み、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。
	その他の自然公園区域	都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園として風景地の保護に支障を来たすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。
自然保全地域	特別地区	その指定の趣旨に鑑み、特定の自然環境の状況に対応した適性な保全を図るものとする。
	その他の自然保全地域	原則として土地の利用目的を変更しないものとする。